



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ ク マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 濱 田 州 朗
(コード番号6013 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 大 石 裕
コーポレートサービス本部長
電 話 番 号 0 6 - 6 4 8 3 - 2 6 0 9

株式給付信託（J-ESOP-RS）の導入に伴う

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年3月25日付で公表した「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年5月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 150,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金2,785円
(4) 処 分 総 額	417,750,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の一定の条件を満たす管理職（以下「対象従業員」といいます。）への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年3月25日付で本制度の導入を公表いたしました。（本制度の概要につきましては、2026年3月25日付「株式給付信託（J-ESOP-RS）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託契約に基

づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分するものであります。

処分数量については、当社が定める株式給付規程に基づき信託期間中に対象従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数75,689,100株に対し0.20%（2026年3月31日現在の総議決権個数728,181個に対する割合0.21%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2026年3月25日付「株式給付信託（J-ESOP-RS）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託（J-ESOP-RS）
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2026年5月29日
- (9) 金銭を信託する日 : 2026年5月29日
- (10) 信託の期間 : 2026年5月29日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,785円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額2,785円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均2,791円（円未満切捨）に対して99.79%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均2,846円（円未満切捨）に対して97.86%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,670円（円未満切捨）に対して104.31%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上